

## 湯沢市参加・協働のまちづくり提案型補助金募集要領（第2回）

### 第1 事業の概要について

#### 1 目的

個性豊かな独自のまちづくりを市民主体で推進し、もって新たな公共の仕組みづくりを構築することを目的に、市民活動団体が自ら企画し実施する公益性のあるまちづくり事業を募集し、定められた範囲においてその開催にかかる経費を助成する。詳細は「湯沢市参加・協働のまちづくり提案型補助金交付要綱（以下「交付要綱」という）」を参照すること。

#### 2 補助対象団体

次のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 市民の福祉向上及び利益の推進を目的とする非営利の団体で、5人以上で構成されている団体
- (2) 活動拠点を市内に有し、市内において活動を行っている団体
- (3) 規約、会則等があり、適正に会計処理が行われている団体

#### 3 補助対象外団体

2の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する団体は、補助対象団体としない。

- (1) 特定の宗教のための活動又はそれに反対する活動を目的とする団体
- (2) 特定の政党について、支持又は反対する活動を目的とする団体
- (3) 特定の公職の候補者又は公職にある者に対し、支持又は反対する活動を目的とする団体
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これに関わりを持つ者が含まれている団体
- (5) 湯沢市まちづくり支援要綱(平成17年湯沢市告示第105号)第2条第3号に規定する地区組織

#### 4 補助対象事業

補助金交付の対象となる事業は、市民活動団体が自ら企画し実施する、地域課題の解決を目的としまちづくりへの住民参画の促進に効果的なものであって、次のいずれにも該当するものとする。ただし、継続的に実施されているものであるときは、以前に実施した内容から発展したものであると認められるものに限るものとする。

- (1) 市内で実施する事業又は市長が必要と認める市外で実施する事業
- (2) 実施計画及び収支計画が明確である事業
- (3) 申請時点で市の他補助金等の対象とならない事業
- (4) 補助対象事業の申請をする日が属する年度の末日までに事業を実施し、完了する事業

## 5 補助対象外事業

4の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。

- (1) 営利を主たる目的としていると認められる事業
- (2) 政治的又は宗教的な宣伝を目的として行うと認められる事業
- (3) (1)、(2)に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事業

上記のもののほか、次の事業は原則対象としない。

- ① 地域固有の祭りやイベント、レクリエーション活動と認められる事業
- ② 事務及び事業に係る業務の50%以上を委託する事業（ただし、専門的な技術を要する場合はこの限りでない。）
- ③ 施設の管理・運営に当たる費用が主となる事業
- ④ 補助金交付決定前に終了した事業
- ⑤ その他要綱第2条の目的に反する事業

## 6 補助対象経費

交付要綱別表第1に規定するものとする。

## 7 補助対象外経費

6の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 補助対象団体の運営に係る経常的な経費
- (2) 補助対象団体の構成員の人件費及び構成員に対する報償費
- (3) (1)、(2)に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める経費

上記のもののほか、次の経費は補助対象としない。

- ① 商品券等の金券の購入経費
- ② 記念品の購入等の経費（PR品を除く）
- ③ 家賃等の経費（敷金、礼金等も含む）
- ④ 土地の取得、造成、補償に係る経費
- ⑤ 備品（湯沢市財務規則に準ずる）の購入に係る経費
- ⑥ 領収書等により、事業実施団体が支払ったことが明確に確認できない経費
- ⑦ 補助対象経費の25%を超える人件費
- ⑧ 団体構成員の研修等に伴う宿泊費
- ⑨ その他、事業実施に直接関わらない経費や社会通念上適切でない経費

## 8 助成金の内容

補助金の額は、下記のとおりとし、予算の範囲内で交付する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。また、前項の場合において、補助金の交付を受ける期間は、3年度を限度とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、ソフト事業に限り、5年度目まで補助金の交付を受けることができる。

- ・ 1年目 助成対象経費の10分の10以内、上限50万円（下限8万円）
- ・ 2年目 助成対象経費の10分の9以内、上限50万円（下限8万円）
- ・ 3年目 助成対象経費の10分の8以内、上限50万円（下限8万円）
- ・ 4年目及び5年目 助成対象経費の10分の8以内、上限50万円（下限8万円）

## 第2 募集及び審査に関する事項について

### 1 日程

- |                  |           |
|------------------|-----------|
| (1) 公募開始         | 6月1日（月）   |
| (2) 申請書類提出期限     | 6月19日（金）  |
| (3) プレゼンテーション実施日 | 7月9日（木）午前 |
| (4) 審査結果通知       | 7月9日（木）以降 |
| (5) 採択後の手続き      | 交付要綱による   |

### 2 申請書類の提出

#### (1) 提出書類

- ア 補助金等交付申請額算出調書
- イ 事業予算書
- ウ 事業提案書
- エ 団体の規約・会則等
- オ 前年度の決算書
- カ 構成員名簿
- キ 市税の納付状況に関する同意書
- ク その他参考資料（任意）
- ケ プレゼンテーション資料（パワーポイント等で、10枚程度（表紙・目次は含まない）で作成すること。）

#### (2) 提出方法 持参、郵送又は電子メールで提出すること。

持参又は郵送の場合は1部提出すること。その場合であっても、プレゼンテーション資料はデータでも提出すること。

#### (3) 提出期限 6月19日（金）

#### (4) 提出先

〒012-8501 秋田県湯沢市佐竹町1番1号  
 湯沢市まちづくり協働課 まちづくり班  
 E-mail: kyodo-gr@city.yuzawa.lg.jp

### 3 審査に関する事項

#### (1) 審査基準

別紙「湯沢市参加・協働のまちづくり提案型補助金プレゼンテーション審査要領」による。

## (2) 審査結果

審査の結果は、全ての参加者に対して書面により通知する。

## (3) 非選定理由の説明

選定されなかった者は、通知をした日から起算して5日(祝祭日を含む)以内に、非選定理由を書面(任意様式)で説明を求めることができる。回答は書面により行う。

## 4 プレゼンテーション審査会

審査は、当該助成に関係する各課の代表者等で構成する審査委員会において実施する。  
なお、応募者が1者の場合もプレゼンテーションを実施する。

(1) 開催日 7月9日(木)午前 ※時間詳細は別途通知する

(2) 開催場所 湯沢市役所本庁舎内会議室

(3) 参加者数 1団体あたり3名以内とする。

(4) 時間 1団体あたり20分(プレゼンテーション、質疑応答各10分)とする。

(5) 資料について

提出された事業提案書(本要領第2-2-(1)参照)に基づいて行い、事業提案書に記載のない提案を新たに盛り込んで説明することは認めない。説明を補足する動画等を流すことは可能である。

(6) 機器について

【市側で用意するもの】

- ・スクリーン、プロジェクター
- ・接続ケーブル(HDMI接続)

【参加者が用意するもの】

- ・パソコン

※接続の不具合に備え、事前に送付されたデータを入れたパソコンを市側で準備する

## 5 失格要件

- (1) 応募資格を満たさない者又は選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案
- (2) 応募書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 本実施要領等における諸条件に違反した場合

## 6 その他

- (1) 参加者は、複数の事業提案をすることはできない。
- (2) 事業提案書等の作成及びプレゼンテーション等の参加に要した費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された事業提案書等は返却しないものとする。
- (4) 本事業提案に対する個別のヒアリング及び説明対応は受け付けないものとする。

- (5) 提出期限以降の書類の差替え及び再提出は、認めないものとする。
- (6) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、本市が本プレゼンテーションに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

## 7 問い合わせ先

〒012-8501 湯沢市佐竹町1番1号

湯沢市まちづくり協働課 まちづくり班

TEL: 0183-55-8249 fax: 0183-73-2117

E-mail: kyodo-gr@city.yuzawa.lg.jp